

婚姻届の書き方

黒インクまたは黒ボールペンで書いてください

1. 持参するもの

婚姻届

本人確認書類(免許証、マイナンバーカード)

2. 業務時間外でも提出できます。

ただし、お預かりのみで審査は後日となります。

内容の事前審査をご希望の方は業務時間内に記入済みの婚姻届と本人確認書類を持参ください。

3. 一方または両方が外国人のときは取り扱いが異なりますので事前に担当へご相談ください。

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は新たに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

なお、婚姻届と同時にこれらの届けを出すときは、変更後の住所を書いてください。

業務時間外の住民異動届は受付できませんので後日届出願います。

婚姻届

〇年〇月〇日届出

	受理	年	月	日				
	第	号						
	書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附	原	住民票	
	夫になる人				妻になる人			
(フリガナ)	コウノ ユキオ				オツカワ フクコ			
氏名	甲野 幸男				乙川 福子			
生年月日	昭和63年 8月 16日				平成元 年 12月 7日			
住所	千葉県鴨川市横渚				千葉県鴨川市八色			
(住民登録をしているところ)	1450 番地				887 番地 1			
					ふれあいハイム101号室			
本籍	千葉県鴨川市横渚				東京都千代田区永田			
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	1450 番地 番				町一丁目7 番地 番			
	筆頭者の氏名 甲野 太郎				筆頭者の氏名 乙川 一夫			
父母及び養父母の氏名	父 甲野 太郎		続き柄 長 男		父 乙川 一夫		続き柄 三 女	
父母との続き柄	母 丙原 和子				母 豊子			
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	養父		続き柄 養 子		養父		続き柄 養 女	
	養母				養母			
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☒ 夫の氏	新本籍 (左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かなくてください)						
	☐ 妻の氏	千葉県鴨川市横渚1450 番地 1						
同居を始めたとき	令和6 年 1 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め) たときのうち早いほうを書いてください)							
初婚・再婚の別	☒ 初婚	☐ 再婚	☐ 死別 ☐ 離別		年 月 日			
	☒ 初婚	☐ 再婚	☐ 死別 ☒ 離別		令和3 年 7 月 7 日			
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯					
	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯					
	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)					
おんな仕事と	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)					
	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯					
	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯					
夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)							
	夫の職業						妻の職業	
その他								
届出人署名(※押印は任意)	夫 甲野 幸男 印			妻 乙川 福子 印				
事件簿番号								

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

証人		
署名(※押印は任意)	甲野 太郎 印	乙川 一夫 印
生年月日	昭和 38 年 5 月 25 日	昭和 43 年 7 月 29 日
住所	千葉県鴨川市横渚 1450番地	東京都千代田区永田 1丁目7番1号
本籍	千葉県鴨川市横渚 1450 番地 番	東京都千代田区永田 一丁目7 番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

※世帯主の記入は不要になりました。

世帯主欄のある婚姻届を提出される際は、空欄で構いません。

お問い合わせは、鴨川市役所 市民生活課 市民係 ☎04(7093)7831